

県土整備企業常任委員会提出資料

1 所管事項

- (1) 新道路整備戦略の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 砂利採取を活用した「河川堆積土砂撤去方針」の試行の
延長について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 審議会等の審議状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

平成22年12月14日

県 土 整 備 部

新道路整備戦略の見直しについて

(『道路整備方針』について)

1 『新道路整備戦略』の見直しの基本的な考え方について

(1) 現行戦略の目標達成は困難

県管理道路の整備については、平成15年度策定の『新道路整備戦略』(計画期間：平成15年～平成29年(15か年))に基づき進めており、一定の進捗を図ってきました。しかし、道路事業にかかる予算規模が年々減少する中、道路の新設や拡幅を対象とした『新道路整備戦略』の目標を計画期間内に達成することは困難な状況です。

(2) 道路整備をとりまく不透明な情勢

公共事業予算の減少や一括交付金化の流れ、直轄負担金の廃止や直轄国道の県への権限移譲など、今後の道路整備をとりまく情勢は未だ不透明であり、中長期にわたる道路整備への年間投資額を設定することは困難な状況です。

(3) 道路施設の更新費用の確保

高度経済成長期に建設した多くの道路施設が更新の時期を迎える中、橋梁などの道路施設の更新費用についても確保していかなければなりません。

(4) 柔軟で効率的な道路整備

県民の道路整備に対する多様なニーズに応えるため、整備手法については、これまでの2車線整備に加え1.5車線整備や待避所設置等による局所的な対応も織り交ぜた柔軟で効率的な対応も必要です。

これらのことから、見直しにあたっては、限られた予算の効率的な投資と既存施設の有効活用を考慮し、計画期間を短期とした『道路整備方針』としてとりまとめることとします。

2 道路整備方針(素案)の構成

道路整備方針は、「道路整備全般に関する概ね10年間の整備方針」、「事業実施方針」と「整備が必要な路線(区間)」の3つで構成します。

(1) 道路整備全般に関する概ね10年間の整備方針

道路整備全般に関する概ね10年間の整備方針は、道路をとりまく環境と課題、これらを踏まえた三重県の道路整備の方向性や取組方針などで構成します。

(2) 事業実施方針

事業実施方針は、「短期的な道路事業計画の取扱い」と「事業に着手する箇所などの要件」の2つで構成します。

(ア) 短期的な道路事業計画の取扱い

現行戦略の前期完成や期間内着手といった中長期的な「整備スケジュール」を公表することに替えて、短期の計画として毎年度『道路事業計画(仮称)』を別途公表することとし、その旨を記載します。

『道路事業計画(仮称)』には、(3)に示す整備が必要な路線(区間)のうち、事業を実施する箇所として、3年間に完成を予定する箇所(完成予定箇所)や公表年度に事業を継続する箇所(継続箇所)、公表年度に事業を着手する箇所(新規着手箇所)を記載します。また、事業の実施を検討する箇所も記載します。

(イ) 事業に着手する箇所などの要件

事業の重要度や緊急度、事業進捗の確実性、予算の状況などを勘案し、『道路事業計画(仮称)』における公表年度に事業を着手する箇所や事業の実施を検討する箇所となる要件を記載します。

なお、早期に効果が発現できる1.5車線整備や待避所設置等、柔軟な事業手法により対応する要件も検討します。

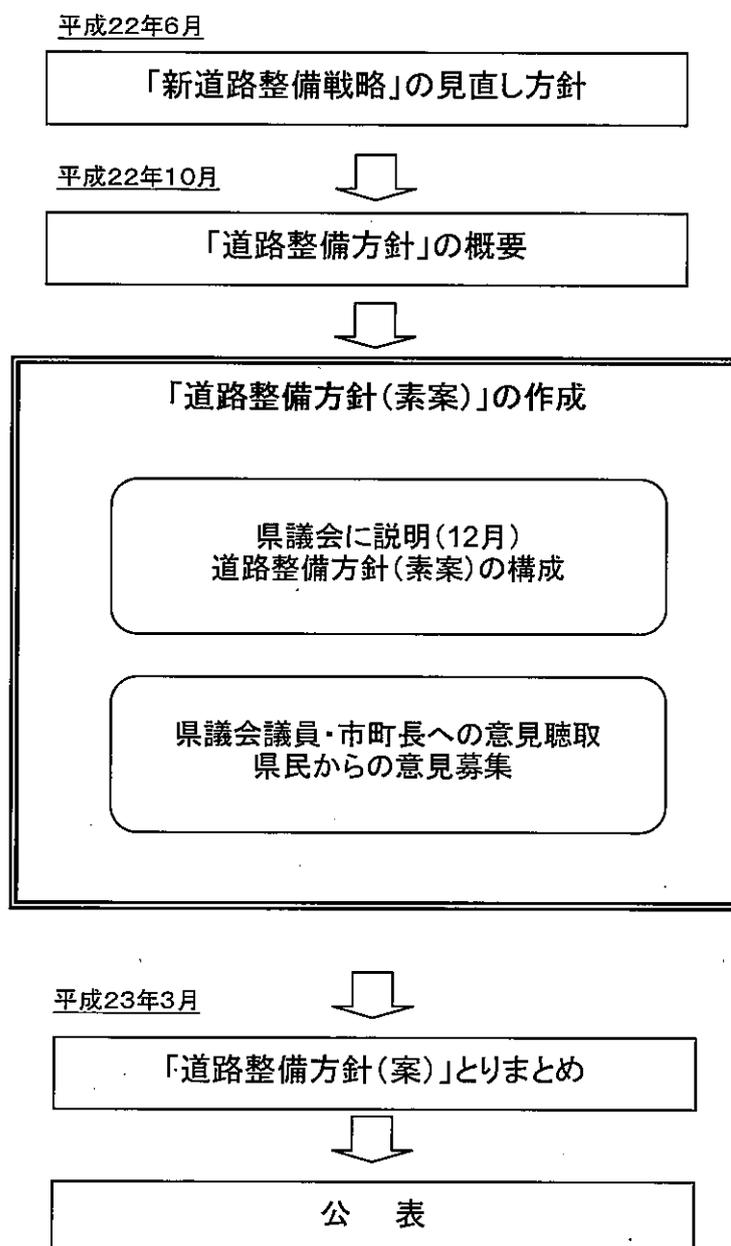
(3) 整備が必要な路線(区間)

未改良箇所や渋滞の著しい箇所その他、地域から要望のある箇所などの中から、課題・要望の内容や現行戦略における位置づけなどを考慮し、整備が必要な路線(区間)として記載します。

3 今後の進め方

これまでに『新道路整備戦略』の見直しについて、道路整備をとりまく環境と課題を整理し、新たな『道路整備方針（素案）』の作成作業を進めてきました。

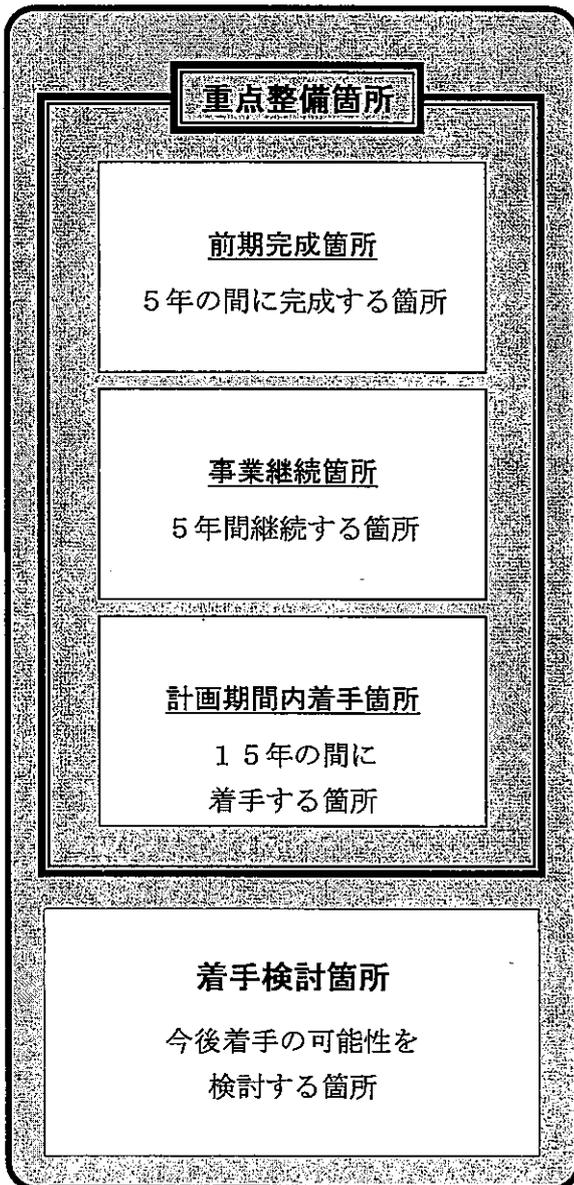
『道路整備方針（案）』のとりまとめにあたっては、素案作成段階で県議会議員や市町長のみなさまから意見聴取するとともに、県民のみなさまからも広く意見を募集し、県議会への説明を行いながら、今年度中を目標に見直し作業を終える予定です。



〈参考〉

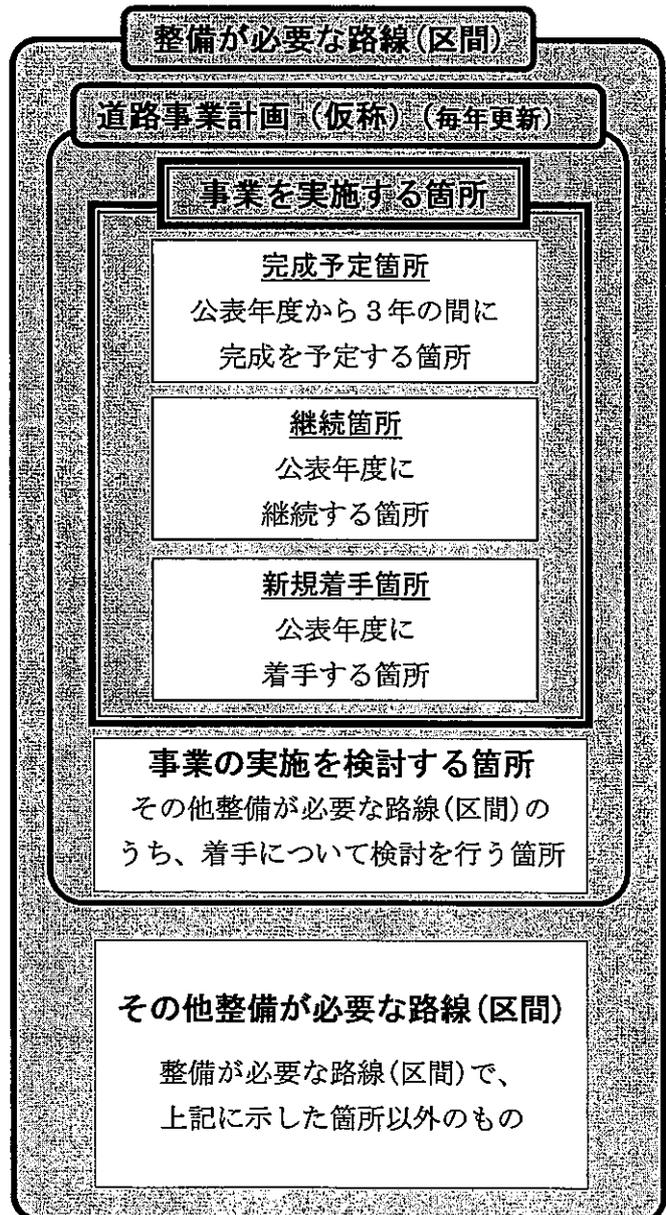
箇所記載の比較

新道路整備戦略



道路整備方針（素案）

箇所記載イメージ



砂利採取を活用した「河川堆積土砂撤去方針」の試行の延長について

1 「河川堆積土砂撤去方針」策定の経緯

河川における堆積土砂については、河川維持管理事業として撤去を進めるとともに、砂利採取を活用した撤去も進めています。

従来、砂利採取については、無秩序な採取が河川護岸等へ悪影響を及ぼす可能性があることから、新規箇所での採取は原則認めていなかったところです。

しかし、近年の集中豪雨等により、河川における土砂の堆積が著しく、治水上の安全確保のための早急な土砂撤去が必要となったことから、平成 20 年 4 月に「河川堆積土砂撤去方針」を定め、この方針のもとで砂利採取を活用した堆積土砂の撤去を行うこととしました。

2 「河川堆積土砂撤去方針」の概要

地元市町長から撤去要望があり、河川管理上堆積土砂を撤去する必要があると認める河川・箇所について、協議に基づいて砂利採取による土砂撤去を認めることとしています。

- ・適用河川：三重県知事が管理する一級河川指定区間及び二級河川
- ・適用期間：平成 20 年度から平成 22 年度まで

【参考】「河川堆積土砂撤去方針」による砂利採取の実績

実施年度	箇所数	採取量 (m ³)	備考
平成 20 年度	9	約 90,000	
平成 21 年度	15	約 130,000	
平成 22 年度	15	約 160,000	見込
合計	39	約 380,000	

3 「河川堆積土砂撤去方針」に基づく砂利採取についての検証

「河川堆積土砂撤去方針」では、現在の試行終了時に方針の見直しを検討することになっていることから、河川護岸等への悪影響の有無、秩序ある採取が行われたか等の検証を行いました。

【検証結果】

- ・河川護岸等に悪影響もなく、管理上問題はなかった。
- ・河川管理者との協議に基づく適正な砂利採取が実施されていることを確認した。
- ・砂利採取により河積が拡大し、治水効果があった。

4 今後の対応方針

上記の検証結果を踏まえ、近年の集中豪雨等による土砂堆積が著しい中、市町及び地域住民からの土砂撤去要望が多数あることから、同方針の試行について、今後も適正な砂利採取が行われることを前提として3年間の延長(平成23年4月1日から平成26年3月31日まで)を行うこととし、今後も引き続き治水上の安全の確保に努めてまいります。

審議会等の審議状況（平成22年9月15日～平成22年11月24日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県事業認定審議会
2 開催年月日	平成22年10月4日
3 委員	会長 富田 寿代 委員 寺川 史朗、他4名
4 諮問事項	1 会長の選出 2 会議の開催スケジュールについて
5 調査審議結果	1 互選により、富田委員が会長に選出された。 2 審議案件が生じた場合に随時、審議会を開催することに決定された。
6 備考	次回開催日： 未定

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第2回）
2 開催年月日	平成22年10月4日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 委員 大森 達也、他 8名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価の審議について
5 調査審議結果	県事業2事業について審議 1 公共事業再評価実施事業 ○下水道事業 ・中勢沿岸流域下水道事業（雲出川左岸処理区） ・宮川流域下水道事業（宮川処理区） 【答申】事業継続について了承
6 備考	次回開催日：平成22年11月8日 答申時期：同日

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第3回）
2 開催年月日	平成22年11月8日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 委員 大森 達也、他 6名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価の審議について
5 調査審議結果	県事業1事業について審議 1 公共事業再評価実施事業 ○下水道事業 ・中勢沿岸流域下水道事業（松阪処理区） 【答申】事業継続について了承
6 備考	次回開催日：平成22年11月22日 答申時期：同日

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第4回）
2 開催年月日	平成22年11月22日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 委員 大森 達也、他 6名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価・事後評価の審議について
5 調査審議結果	<p>県事業4事業について審議</p> <p>1 公共事業再評価実施事業</p> <p>○森林整備事業</p> <p>・波留相津線</p> <p>○道路事業</p> <p>・一般国道167号 第二伊勢道路</p> <p>・一般国道167号 鵜方磯部バイパス</p> <p>【答申】事業継続について了承</p> <p>2 公共事業事後評価実施事業</p> <p>○港湾改修事業</p> <p>・長島港（西長島地区）</p> <p>【答申】事後評価の妥当性を認める</p>
6 備考	<p>次回開催日：平成22年12月20日</p> <p>答申時期：同日</p>